

1 目的

ふるさと納税制度により、和歌山県（以下「県」という。）へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し返礼品を贈呈することにより、県から感謝の意を示し、併せての県産品のPRを行うため、返礼品の提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するものである。

2 募集概要

- (1) 返礼品は、寄附者が寄附額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっている。返礼品提供事業者の返礼品が、ふるさと納税返礼品として認められた場合は、県が利用契約を締結するふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介することができる。
- (2) ふるさと納税の返礼品取扱業務を効率的・効果的に運営するため、県は返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者に委託する。返礼品提供事業者は、自社の物品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすものとする。
- (3) 県は、返礼品の商品代（配送のための梱包代を含む。）に加え、送料を負担するものとする。
- (4) 返礼品は、県及び中間委託業者が契約しているサービスの範囲内で提供可能なものとする。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、全ての要件を満たした事業者であっても、県が適当でないと判断した場合には、返礼品提供事業者として認めない場合がある。

- (1) 県内で生産、製造、加工又は企画立案を行っている事業者であること。
- (2) 消費税及び地方消費税、県税に未納がないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないものであること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または

暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与していないこと。

- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (6) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (7) ふるさと納税制度の趣旨及び「1 目的」の内容に賛同し、返礼品について適切な品質管理及び寄附者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。
- (8) 返礼品提供業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、事前に県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、返礼品提供業務等の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (10) 返礼品提供業務等に当たり、直接又は間接に知り得た県の業務の内容を他に漏らさないこと。
- (11) インターネットに接続できる環境があり、県が委託する事業者等と電子メールのやり取りが可能であること。

4 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすこと。ただし、全ての要件を満たした物品であっても、県が適当でないと判断した場合には、返礼品として認めない場合がある。

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 2 項に規定する、総務大臣の定める基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条各号。以下「地場産品基準」という。様式 2 を参照。）の類型 1 号、2 号又は 3 号（イ、ロを含む）のいずれかに適合するものであり、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 県の魅力発信や県の広報に資するもの。

エ 返礼品の提供価格は、2,000 円以上とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税及び地方消費税の額を含めた価格とすること。

オ 同一の返礼品提供事業者からの提供品数は 20（複数の商品をセットにする場合は、1 セットを 1 品として扱う。）以内とすること。

カ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）、その他各種法令等を遵守していること。

- キ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと（専ら一般的な観光目的等の場合を除く。）。
- ク 換金性が高いなど、金銭その他経済的利益を提供するものではないこと。
- ケ 商品に関する情報が開示できること。
- コ 年間を通じて安定的な提供と品質管理が可能なものであること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）。
- サ 商品の受発注を速やかに行うことができるものであること。
- シ 業として提供している物品であって、個人が私的に提供するものでないこと。
- ス 返礼品に関する情報（物品の写真及び説明文のデータ）が提供可能であること。写真データ等については、返礼品提供事業者が著作権を持つ場合には、寄附者向けのふるさと納税ポータルサイト等に掲載する等の利用について許諾し、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ場合には、利用の許諾を得ていること。
- セ 県及び委託業者の求めに応じ、提供価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- ソ 提案時点から過去1年間で個人消費者に対して販売した実績があること。
- タ 寄附金額は、返礼品の価格と送料等を参考に県が決定することとする。なお、要冷蔵、冷凍、配送事業者の規格を超える返礼品は、送料が通常より高くなるため、提供価格に対して寄附金額が高くなる場合がある。
- チ (ア)過去に県の返礼品として提供されたことがあるもの。
(イ)ア)以外は、既に県以外の自治体にふるさと納税の返礼品として提供されているものではないこと、または、当該自治体にあらかじめ承諾を得ていること（商品単体では既に県以外の自治体の返礼品になっているものでも、セットの種類、本数等が異なるものは別商品と判断する。）。
- ツ 発送の衝撃等を考慮し、一定の耐久性を備えたもの又はそれを考慮した配送手配が可能なものであること。
- テ 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の賞味（消費）期限等が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届けられるものであること。
- ト 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収および再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とすること。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- ナ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、県は一切負担しないこととする。
- ニ 県が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。

5 返礼品提供事業者の特典

- (1) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することができる。
- (2) 返礼品提供事業者は、県のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。
- (3) 県がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。なお、紹介する返礼品は、寄附者からの申込状況や広報元の依頼に基づいて県が決定するものとする。
- (4) 返礼品の発送に当たり、自社製品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができる。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲とする。
- (5) 県が採用した返礼品は、所定の要件を満たす場合に県内共通返礼品となり、和歌山県内の市町村でも返礼品として採用される可能性がある。

6 申請及び結果の通知

(1) 提出書類

新たに返礼品提供事業者として登録を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、すでに登録を受けている返礼品提供事業者が新たな返礼品の提供を提案する場合は、イの書類のみ提出すること。

また、提出した内容に変更が生じた場合は、随時書類を提出すること。返礼品変更が生じる日の7日前までに、イの書類を提出するとともに、委託事業者へ報告すること。

ア 「和歌山県ふるさと納税 返礼品提供事業者登録（変更）申請書」（様式1）

イ 「和歌山県ふるさと納税 返礼品登録（変更）申請書」（様式2）

ウ 「暴力団等の排除に関する誓約書」（様式3）

エ 付加価値の算定証明書（様式4）

※返礼品が地場産品基準3号に該当する場合、該当する全ての事業者において証明が必要であり、サイズ・容量違いであっても個別に証明書を提出すること。

オ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

カ 県税に未納がないことの誓約書（様式5）

(2) 募集期間・提出先等

ア 募集期間

第1期	4月1日～	6月30日	（返礼品追加時期（目安）：10月頃）
第2期	7月1日～	9月30日	（ " : 1月頃）
第3期	10月1日～	12月31日	（ " : 4月頃）
第4期	1月1日～	3月31日	（ " : 7月頃）

イ 提出方法

電子申請または電子メール

ウ 提出先

電子申請：県が別途指定する URL

メール：furusato-ouen@pref.wakayama.lg.jp

※メールの件名は「【返礼品登録】ふるさと和歌山応援寄附の返礼品（業者名）」と記載すること

エ 問合せ先

電話：073-441-2186（和歌山県税務課ふるさと納税担当）

メール：furusato-ouen@pref.wakayama.lg.jp

(3) 結果の通知

全ての申請者に対し、文書で通知する。

(4) その他

ア 申請書の作成及び提出等に要する費用は、申請者が負担する。

イ 提出後の書類等は、採用・不採用にかかわらず返却しない。

ウ 県は、提出のあった申請書等を審査以外には無断で使用しない。審査の際は、必要な範囲において、申請者に通知することなく複製を作成することがある。

なお、採用した場合は共通返礼品として必要な範囲において県の担当課及び県内市町村に情報提供を行う。

7 契約の締結

県は、委託事業者に対し、新たに登録した返礼品提供事業者との契約締結に向けた交渉を行うよう依頼する。なお、特段の事由がある場合を除き1年以内に委託事業者との間で契約締結が行われない場合は、返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

8 返礼品提供事業者の状況の報告

返礼品提供事業者は、初回の登録を受けた後、翌年度の9月1日時点においても3（返礼品提供事業者の要件）及び4（返礼品の要件）に定める要件を満たす場合、同月30日までに、「和歌山県ふるさと納税返礼品提供事業者状況報告書」（様式6）を提出するものとする。また、その翌年度以降も同様に、9月1日時点において上記要件を満たす場合、同月30日までに上記報告書を提出するものとする。

なお、上記報告書の提出方法及び提出先は、6（2）イ及びウによる。

9 返礼品の提供辞退・取扱停止

返礼品提供事業者は、返礼品採用決定後に辞退する場合には、速やかに委託事業者へ報告するとともに、県に書面（任意様式）で申し出ること。なお、辞退により発生する費用

は、返礼品提供事業者の負担とする。

また、次のいずれかの要件に該当するときは、当該返礼品を取扱停止にするものとし、取扱停止を決定した場合は、提供事業者に対し、「和歌山県ふるさと納税返礼品取扱停止通知書」（様式7）により通知するものとする。

なお、返礼品登録の辞退前に受け付けた寄附は、原則、辞退後であっても返礼品を提供する義務を負うものとする。

- (1) 返礼品提供事業者または返礼品が、「3 返礼品提供事業者の要件」及び「4 返礼品の要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 県もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと県が判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。
- (5) 寄附者からの通報等により、返礼品とすることが適当でないと県が認めたときは、速やかに取扱停止を行うものとする。なお、その事由が解消されたときは受付を再開する。
- (6) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイトに返礼品掲載後、2年にわたり申込少数であり、今後も寄附申込が見込めないと県が判断したとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に支障をきたすと認められる行為があったとき。

10 実地調査等

- (1) 県は、返礼品提供に当たり適正かつ確実な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、返礼品提供事業者に対して、返礼品に係る業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、または調査することができる。
- (2) 返礼品提供事業者は、(1)に規定する県が行う調査等に応じなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定に関わらず、各種法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

11 その他の留意事項

- (1) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供を依頼するものであり、県が買取りを確約するものではない。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について県及び委託事業者へ速やかに報告すること。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、県は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 返礼品提供事業者は、ふるさと納税に係る総務省告示の基準等において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存すること。
- (4) 返礼品提供事業者が、本要領に違反し、または県に損害を与えた場合は、県は、当該

返礼品提供事業者に対し、違約金及び損害賠償を請求することがある。

- (5) 寄附の募集にあたり、広告の趣旨、金額、実績等を考慮して特定の返礼品の広告等を行うことがある。
- (6) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県との協議によるものとする。

1 2 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。